

# 「なら健康友の会」会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

この会は、「なら健康友の会」と称する（以下、会と称する）。

### 第2条 所在地

事務所（本部）を、奈良市西木辻町200番地におき、必要な地域に支部事務所をおく。

### 第3条 目的

1. 会員及び、地域（住民）の健康をまもり、安心して住み続けられるまちづくりを進める。
2. 全日本民主医療連合会（民医連）に加盟する医療法人岡谷会および一般社団法人奈良ヘルスケアサービスと協力し、活動（事業）の発展をめざす。

### 第4条 活動

1. 会員と地域の健康増進および疾病予防、まちづくりの活動をおこなう。
2. 会員を増やし、月刊誌「いつでも元気」の普及に努める。
3. 会員相互の親睦と交流を深める。
4. 定期的に機関紙（会報）を発行する。
5. 医療法人岡谷会および一般社団法人奈良ヘルスケアサービスの経営および資金参加、医療充実のための活動をすすめる、岡谷会地域協同基金の募集に協力協同し取り組む。
6. 目的を同じくする団体とともに、反核・平和・民主主義をまもる運動、社会保障および医療保障制度を充実させる運動に取り組む。

## 第2章 会員

### 第5条 入会

1. 所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金1,000円を添えて事務局に提出する。
2. 入会金の返金および会費の徴収はしない。入会金は支部財政に充当する。
3. 入会申込書に記入された同居家族を会員とし、会員証を交付する。
4. 会員の所属支部は、原則居住する地域の支部とする。（本人の希望があれば、その限りではない）
5. 職員の所属支部は、原則従事する事業所の支部とする。

### 第6条 権利

会員は、会の活動・運営に対し、発言（意見・要望等）することができる。

### 第7条 変更届

会員は、氏名・住所等に変更が生じた場合、速やかに事務局に届けなければならない。

### 第8条 退会・除会

1. 本人または家族の申し出により、退会することができる。
2. 転居等、行方不明期間が3年以上経過した時点で退会の手続きをする。退会手続き後、本人確認ができた場合は、本人同意のもとに新規入会として取り扱う。
3. 活動の妨害および会の信用を失墜させた会員は、幹事会の総意により除会することができる。

## 第3章 組織

### 第9条 機関

1. 総会
2. 幹事会
3. 支部
4. 会計監査

## 第4章 総会

### 第10条 定期総会と臨時総会

1. 総会は、定期総会と臨時総会で構成する。
2. 定期総会は、年1回（原則6月）開催し、会長が招集する。
3. 臨時総会は、幹事会が必要と認めた場合、または定期総会の代議員3分の1以上の総会開催の要請があった場合、いずれも会長名で招集する。

### 第11条 成立要件・周知

1. 幹事および代議員の各過半数の出席を必要とする。
2. 事前に、総会の日時・会場および方針等骨子を、会報等により会員に知らせる。
3. 代議員には、事前に議案書等必要書類を配布しておく。

### 第12条 議決事項と採決

1. 活動報告と活動計画
2. 決算と予算
3. 幹事と会計監査の選任
4. 会則および関連する規定類の制定と改廃、その他必要事項
5. 議案の採決は、各議案ごとにおこなう。

### 第13条 代議員および補欠代議員

1. 代議員および補欠代議員数は、支部の世帯数を考慮し幹事会で定める。
2. 代議員は、議決権および選挙権を有する。（幹事は代議員資格を有しない）

3. 当日、代議員が出席できない場合は、補欠代議員が代理出席する。
4. 代議員の欠席および補欠代議員の出席は、総会開始前に事務局に届け出る。
5. 代議員の任期は、次期定期総会までとする。

#### 第14条 議長の選出と役割

1. 議長は、出席した代議員の中から選出する。
2. 議長は、採決結果を報告する。

#### 第15条 役員選挙

1. 会員は、幹事に立候補することができる。所定の手続きをする。
2. 幹事会は、資格審査委員会および選挙管理委員会を準備し、承認を得る。
3. 幹事会は、幹事候補と会計監査候補の名簿を選挙管理委員会に提出する。
4. 議案採決や信任投票時は議場を閉鎖し、資格審査が成立状況を報告する。
5. 総会成立が得られた後、選挙管理委員会を中心に信任投票を実施する。
6. 無記名による投票を実施し、出席代議員の過半数の信任により選出される。

#### 第16条 役員の互選と役割

選出された幹事の中から、互選により次の役割を決める。任期は1年とし、再任を妨げない。

1. 会長 1名  
会を代表し、統括する。総会・幹事会を招集する。
2. 副会長 1～2名  
会長を補佐する。会長が会務遂行に支障を来たした場合、代行して会務に充る。
3. 事務局長 1名  
事務局を統括する。一般的な事務処理をおこなう。
4. 事務局補佐 若干名  
事務局長が職務遂行に支障を来たす場合、代行して職務に充る。

### 第5章 幹事会と会計監査

#### 第17条 幹事会と議決事項・専門部会

1. 幹事会は、会長が原則月1回招集する。
2. 幹事会は、幹事で構成され、定期総会の議決事項を忠実に実行するとともに会を運営する。
3. 執行は、過半数の幹事が出席した幹事会の総意に基づく。
4. 支部の状況・運営委員会の会議内容を論議する。
5. 専門部会や緊急プロジェクトを設置することができる。

#### 第18条 会計と会計監査

1. 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。
2. 会計は、医療法人岡谷会および一般社団法人奈良ヘルスケアサービスからの助成金・寄付金等で充当する。
3. 会計監査は、期末に通帳・帳簿・領収書等を確認し、監査をおこなう。
4. 会計監査は、複数名とする。
5. 会計監査は、書面にて会計監査報告を総会でおこなう。

### 第6章 支部

#### 第19条 支部の単位

1. 支部の基本単位を、奈良市は奈良市東部地域の市立中学校区を基本とし、大和郡山市は地域性を考慮し定める。
2. 支部の結成および統合は、定期総会で承認を得る。

#### 第20条 支部総会および支部運営委員

1. 支部総会は、年1回、定期総会前に終了しておく。
2. 支部総会は、下記の事項を論議し、議決する。
  - 1) 活動報告及び、活動計画
  - 2) 決算および予算
  - 3) なら健康友の会定期総会議案の討議
  - 4) 支部運営委員および会計監査、定期総会の代議員および補欠代議員の選出  
運営委員は5～15名程度とする。年度中の運営委員の選出を妨げない。
  - 5) 運営委員から、互選により次の役割を決める。
    - 支部長 1名
    - 副支部長 1～2名
    - 事務局長 1名
    - 会計 1名
  - 6) 運営委員の任期は、次期支部総会までとする。

#### 第21条 運営委員会の構成と運営・会計

1. 運営委員会は、運営委員で構成する。
2. 運営委員会は、支部総会で議決された項目を実行する。
3. 運営委員会は、原則月1回開催する。幹事会決定事項を運営委員に周知する。
4. 支部は幹事会と班・会員を結ぶ中間機関の役割を担う。
5. 支部は必要に応じ、専門委員会（部会）を設ける事ができる。
6. 支部活動費および援助金規定に関する事項については、幹事会で定める。